

ペット法塾  
【H25年度 行政アンケート回答】

<b>&lt;引取り拒否理由&gt;</b> 1.飼養が困難であると認められない 2.譲渡先を見つける取組を行っていない 3.駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫	4.繁殖を制限をしていない 5.引取りを繰り返し求める者からの持込み 6.犬猫繁殖業者 7.その他	<b>&lt;やむなく引取った理由&gt;</b> 1.飼い主の老齢・施設入所・病気・死亡 2.嗜み癖、事故、近隣からの苦情 3.里親を見つけることが困難 4.望まない繁殖 5.多頭飼育が周囲に悪影響 6.ペット不可の住宅に引っ越し 7. その他
--	--	--

<はい○ いいえ×>

No	県	窓口指導 説諭	引取り拒否件数/頭数 (もしくは説諭数)				引取り拒否理由別 引取り拒否件数/頭数														やむなく引取った理由							持込みに対する指導内容
			犬 件/匹	猫 件/匹	集計なし	理由1		理由2		理由3	理由4		理由5		理由6		理由7		理由1	理由2	理由3	理由4	理由5	理由6	理由7			
						犬 件/匹	猫 件/匹	犬 件/匹	猫 件/匹	猫 件/匹	犬 件/匹	猫 件/匹	犬 件/匹	猫 件/匹	犬 件/匹	猫 件/匹	犬 件/匹	猫 件/匹										
1	北海道	○	138/-	137/-		32/-	24/-	80/-	99/-		1/-	10/-		2/-				-	-	-	-	-	-	-	終生飼養、不妊措置などについて指導、助言を行う。			
2	青森県	○	28件	23件		8/-		11/-									11/- 老齢・疾病					○						
3	岩手県	○	3/3	4/4				2/2	4/4								1/1 老齢・疾病		○									
4	宮城県	○	-	-	○																							
5	秋田県	○	0	0																					事前の引取り相談の際に、理田等の確認を行い、助言等を行って引取りを回避するように努力しており、これまで引取り拒否に至った事例はありませんが、引取りを求める飼い主に対しては、その経緯等を詳細に聴取し、特に子猫の引取りを求めた飼い主に対しては、不妊等の助言、新しい飼い主を捜す努力を促すなど、今後引取りに至ることのないよう指導を行っています。			
6	山形県	○	0	0														○		○					終生飼養、譲渡先を探す努力、繁殖制限等の説諭。			
7	福島県	○	3/-	6/-		1/-	2/-	2/-	6/-		1/-	1/-																
8	茨城県	○			○													○							・譲渡先を探す方法の助言 ・飼育不能に至ったトラブルの解決方法の助言 ・生命の尊さの啓発 等			
9	栃木県	○			○																							
10	群馬県	○	27件	15件		3件	2件	10件	3件		5件	2件					12/- 老齢・疾病	1/- 老齢・疾病	○	○								
11	埼玉県	○	5/5	10/10					7/7	1/1	1/1	1/1					4/4 老齢・疾病	1/1 老齢・疾病	○	○	○							
12	千葉県	○	83件	59件		34件	14件	38件	39件		5件	0	0					○						○	・動物愛護センターで実施する「飼い主さがしの会」 「しつけ方教室」への参加。 ・公益財団法人千葉県動物保護管理協会のホームページの「ゆずりたい動物」コーナーへの掲載 ・繁殖制限措置の実施方法 ・動物病院、訓練士等への相談 など			



ペット法塾  
【H25年度 行政アンケート回答】

<b>&lt;引取り拒否理由&gt;</b> 1.飼養が困難であると認められない 2.譲渡先を見つける取組を行っていない 3.駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫	4.繁殖を制限をしていない 5.引取りを繰り返し求める者からの持込み 6.犬猫繁殖業者 7.その他	<b>&lt;やむなく引取った理由&gt;</b> 1.飼い主の老齢・施設入所・病気・死亡 2.噛み癖、事故、近隣からの苦情 3.里親を見つけることが困難 4.望まない繁殖 5.多頭飼育が周囲に悪影響 6.ペット不可の住宅に引っ越し 7.その他
--	--	---

〈はい○ いいえ×〉

No.	県	窓口指導 説諭	引取り拒否件数/頭数 (もしくは説諭数)				引取り拒否理由別 引取り拒否件数/頭数														やむなく引取った理由							持込みに対する指導内容				
			犬 件/匹	猫 件/匹	集計なし	理由1		理由2		理由3	理由4		理由5		理由6		理由7		理由1	理由2	理由3	理由4	理由5	理由6	理由7							
						犬 件/匹	猫 件/匹	犬 件/匹	猫 件/匹	猫 件/匹	犬 件/匹	猫 件/匹	犬 件/匹	猫 件/匹	犬 件/匹	猫 件/匹	犬 件/匹	猫 件/匹														
25	滋賀県	○	0	0															○	○							○	自ら新たな飼い主を探すよう促す、掲示板等を案内する、しつけの方法を示す、病院での安楽死を薦める、など。飼い主の不明な猫のうち、自活できるもの・捕獲されたものは原則引き取らない。				
26	京都府	○			○	※集計なし(引取り拒否件数・理由については平成26年1月以降から集計しております。平成26年1月～3月末の引取り拒否対応件数は、犬25件・猫74件です。頭数は集計なし。)																										飼い犬・猫引取り時には、必ず里親を探すよう指導しています。疾患のある飼い犬・猫の引取り時には、終生飼養を図るよう指導しています。飼い猫が産んだ仔猫の引取り時には、繁殖制限をするよう指導しています。
27	大阪府	○	93/-	34/-		5/-	2/-	50/-	16/-				1/-		3/-	10/-			○	○	○											
28	兵庫県	未回収																														
29	奈良県	○	28/-	9/-		8/-	4/-	18/-	5/-		0	0	0	0	0	0	2/- 老齢・ 疾病	0	○	○	○											
30	和歌山県	○	0	0		-													-													
31	鳥取県	○			○																											
32	島根県	○	0	0	-														○	○	○								・引取りを求めた飼い主等から、引取り理由を十分に聞き取り、殺処分を目的とした引取りは行っていない旨説明している。 ・飼い主に、新聞に掲載するなどして、自分で新たな飼い主を探すよう指導している。 ・繰り返し引取りを求めることがないよう、繁殖制限するよう指導している。			
33	岡山県	○	0	0		引取り拒否説諭はしているが、引取り拒否はなかった。																										
34	広島県	○	38/38	14/14		(説諭件数)		30/-	13/-				1/-							○		○						新しい飼い主を探す取組を行うこと。など				
35	山口県	○	2/2	0				1/1									1/1 疾病			○								・引取りを求める理由の確認とそれに対する飼養を続けるための助言、新たな飼い主を探すための手段の紹介				



ペット法塾  
【H25年度 行政アンケート回答】

＜引取り拒否理由＞	＜やむなく引取った理由＞
1.飼養が困難であると認められない 2.譲渡先を見つける取組を行っていない 3.駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫	4.繁殖を制限をしていない 5.引取りを繰り返し求める者からの持込み 6.犬猫繁殖業者 7.その他
	1.飼い主の老齢・施設入所・病気・死亡 2.噛み癖、事故、近隣からの苦情 3.里親を見つけることが困難 4.望まない繁殖 5.多頭飼育が周囲に悪影響 6.ペット不可の住宅に引っ越し 7. その他

〈はい○ いいえ×〉

No	市	窓口指導 説諭	引取り拒否件数/頭数 (もしくは説諭数)				引取り拒否理由別 引取り拒否件数/頭数														やむなく引取った理由							持込みに対する指導内容								
			犬 件/匹	猫 件/匹	集計なし	理由1		理由2		理由3	理由4		理由5		理由6		理由7		理由1	理由2	理由3	理由4	理由5	理由6	理由7											
						犬 件/匹	猫 件/匹	犬 件/匹	猫 件/匹	猫 件/匹	犬 件/匹	猫 件/匹	犬 件/匹	猫 件/匹	犬 件/匹	猫 件/匹	犬 件/匹	猫 件/匹																		
49	仙台市	○	26/-	5/-		23/-	4/-	3/-	1/-																											
50	さいたま市	○	26/-	5/-		5/-	1/-		2/-		3/-																								動愛法施行規則第二十一条の二に該当すると判断される案件について法律の内容を説明し、飼い主の終生飼養義務についての指導や飼い主自身の里親探しを行ってもらうなど説得を試みている。なお、自活できる野良猫の引渡しについては基本的に拒否しているところであるが、その件数は統計データとして記録していない。	
51	千葉市	○	0	0																															事前に電話相談があれば、新しい飼い主を探す取り組みや終生飼養等飼い主の責任について指導し、説諭する。 動物の行動・性質によって引取りを求める場合については、飼養状況を訪問して確認する等しているほか、協力トレーナーの助言を受け飼養継続する取り組みをさせている。 最初から窓口に持ち込まれる場合は、排除を目的とした飼い主のいない猫の場合が多く、負傷以外の場	
52	横浜市	○			○																														動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の第二十一条の二の各号の規定にある犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合について、拒否、指導を行っています。	
53	川崎市	○	0	0																																
54	相模原市	○	95/89	54/97		8/-	6/-	80/-	40/-	0	0	4/-	0	0	0	0	0	0	0																電話及び窓口での犬猫の引取り相談に対して、終生飼養等説諭を行っております。 動物の引取りを求めてきた飼い主からの相談に対し、引取り以外の代替案として、以下のとおり案内しております。 ・神奈川県動物愛護協会及び日本動物福祉協会の紹介 ・しつけ方法及び本市主催の犬のしつけ方教室の紹介(問題行動が原因の場合) ・動物病院での安楽死の助言(動物が回復困難な病気・老衰の場合) ・相模原市獣医師会の子犬子猫の譲渡会の案内 ・市民協働事業「猫の譲渡会と相談会in相模原」の案内	
55	新潟市	○																																		持ち込み前に必ずカウンセリングを行っており、ご相談を受けた犬92件中67件、猫101件中67件を直ちに引取ることはできないとして説諭しました。
56	静岡市	○	0	0																																1 飼い主の終生飼養の説明、指導 2 飼い主の譲渡先を見つける努力の説明、指導 3 飼い主責任の自覚を啓発する指導
57	浜松市	○	-	-	○																															新しい飼い主を探す努力をすること。 適切な繁殖制限措置を行うこと。 疾病が原因の場合は、適切な獣医療を受けさせること。 問題行動については、訓練士等に相談をすること。 等









ペット法塾  
【H25年度 行政アンケート回答】

<b>&lt;引取り拒否理由&gt;</b> 1.飼養が困難であると認められない 2.譲渡先を見つける取組を行っていない 3.駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫	4.繁殖を制限をしていない 5.引取りを繰り返し求める者からの持込み 6.犬猫繁殖業者 7.その他	<b>&lt;やむなく引取った理由&gt;</b> 1.飼い主の老齢・施設入所・病気・死亡 2.噛み癖、事故、近隣からの苦情 3.里親を見つけることが困難 4.望まない繁殖 5.多頭飼育が周囲に悪影響 6.ペット不可の住宅に引っ越し 7.その他
--	--	---

<はい○ いいえ×>

No.	市町村	窓口指導 説諭	引取り拒否件数/頭数 (もしくは説諭数)		引取り拒否理由別 引取り拒否件数/頭数														やむなく引取った理由							持込みに対する指導内容			
					理由1		理由2		理由3	理由4		理由5		理由6		理由7		理由1	理由2	理由3	理由4	理由5	理由6	理由7					
					犬 件/匹	猫 件/匹	犬 件/匹	猫 件/匹	猫 件/匹	犬 件/匹	猫 件/匹	犬 件/匹	猫 件/匹	犬 件/匹	猫 件/匹	犬 件/匹	猫 件/匹								犬 件/匹		猫 件/匹		
106	大分市	○	18/18	1/1	集計なし	3/3		11/11	1/1										2/2 老齢・ 疾病		○	○	○					○	・地方新聞、フリーペーパー、インターネット等で新しい飼い主探しをするよう伝える。 ・治療困難な疾患(慢性疾患、痴呆等)を理由とした引取り依頼については、かかりつけの動物病院の獣医師と相談し、自宅で見取るもしくは病院で見取るといった選択肢があることを伝える。 ・攻撃性の高い犬の引取り依頼については、去勢などの外科的処置を受けさせるという選択肢を案内する。
107	宮崎市	○	13/13	5/5		3/3		10/10	5/5												○	○		○					
108	鹿児島市	○	28/-	6/-		2/-		15/-	5/-					4/-	1/-				7/- 老齢・ 疾病		○						○		安易な引取りを求める市民に対して、終生飼養に努める、譲渡先を見つける、不妊手術をする等の指導を行っている。
109	那覇市	○	11/-	8/-		1/-	2/-	7/-	7/-												○	○							動物愛護法の改正により終生飼養の趣旨に照らして、引取りを求める相当の事由がないと引取れないことを説明した上で、譲渡先を探す等の指導を行っている。

	持込み者に対する		収容と遺失物法							狂犬病予防法					誤殺処分		直接譲渡会		
			遺失物法による公示を行っている。	14日間の公示を行っている。	公示期間後の扱い(件数)			遺失物法によらない殺処分を行っている。	所有者不明の犬猫の遺失物法適応	遺失物法に対する考え	注射確認	殺処分	公示の方法					殺処分後に飼い主(件数)	所有者から告訴・損害賠償(件数)
	身分証提示	データベース化			a.取得者へ引渡	b.行政で譲渡	c.行政で殺処分						HP	警察での広告	近隣行政広告	その他			
1 北海道	X	X	X	X	-	-	-	○	-	遺失物法は警察の所管。動物愛護法に基づき引取りを行う。	○	○	○		○		0	0	○
2 青森県	○ (飼い主から)	X	X	X	集計なし			○	X		○	○	○		○		0	0	○
3 岩手県	○	○	X	X	-	-	-	○	X	環境省自然環境局及び警察庁生活安全局地域課長の協議事項通知に基づき対応。	X	○	○		○		0	0	○
4 宮城県	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○					0	0	○
5 秋田県	X	X	-	-	-	-	-	-	-	保護動物について、遺失物としての取扱いを希望する相談があった場合は、警察機関へ届け出るよう依頼。	X	○	○		○	○ 庁舎の掲示板	1	0	○
6 山形県	X	X	X	X				○	X		○	○					0	0	○
7 福島県	○	X	X	X				○	X	成犬については、狂犬病予防法に基づき公示。子犬、猫については、「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について(平成18年環境省告示第26号)」に基づき公示を実施。	○ 注射済票確認	X	○			○	0	0	○
8 茨城県	○	○	-	-	-	-	-	-	-	遺失物法を所管していません。	X	○	○			○ 県動物指導センター	0	0	○
9 栃木県	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	X	-	○		○		1	0	○
10 群馬県	○	X	X	X	-	-	-	○	X		○ 注射済票確認	X	○			○	0	0	○
11 埼玉県	○	X	-	-	-	-	-	○	-	警察の所館	○	○	○		○		0	0	X
12 千葉県	X	X	X	X	-	-	-	○	-	遺失物法の適用判断及び関係事務等は警察が行います。殺処分の対象となる可能性があるのは、原則動物愛護法による引取り(警察からの依頼を含む)及び負傷動物、もしくは千葉県犬取締条例に基づく犬の捕獲により収容された動物です。	X	○	-	-	-	-	0	0	○

		収容と遺失物法								狂犬病予防法					誤殺処分		直接譲渡会				
		持込み者に対する		遺失物法による公示を行っている。	14日間の公示を行っている。	公示期間後の扱い(件数)			遺失物法によらない殺処分を行っている。	所有者不明の犬猫の遺失物法適応	遺失物法に対する考え	注射確認	殺処分	公示の方法				殺処分後に飼い主(件数)	所有者から告訴・損害賠償(件数)		
		身分証提示	データベース化			a.取得者へ引渡	b.行政で譲渡	c.行政で殺処分						HP	警察での広告	近隣行政広告				その他	
13	東京都	○	○	-	-	-	-	-	-	-	東京都動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、公示、ホームページ上でも公開。遺失物法に基づく対応は警察の所管事務。	○ 注射票確認		○				○	0	0	○
14	神奈川県	○	X	X	X	20	393	447	○	○		○ 注射票確認	X						0	0	○
15	新潟県	○	X								遺失物法が適用される事例については、警察の対応。警察から処分依頼を受けて引き継いだ犬猫については、県が譲渡等の処分を行っている。動物愛護管理法第35条第3項に該当するものについては、適用されない。	X	○	○		○	○ 保健所	0	0	X	
16	富山県	X	X	X	X	-	-	-	○	X		X		○		○			0	0	○
17	石川県	X	X	X	-	-	-	-	○	-	警察の所館	○	○	○		○			0	0	X
18	福井県	X	○	X	X	-	-	-	X	X		○	○	○			○		0	0	○
19	山梨県	○	○	X	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○		○			0	0	○
20	長野県	○	X	-	-	-	-	-	-	-	遺失物法は、所管していない	○	○	○		○	○		0	0	○
21	岐阜県	○	X	X	X	-	-	-	○	○	遺失物法は警察での対応となる。所有者の判明しない犬猫の中で遺失物法の適応を受けることもある。	○ 飼い主から確認	○	○			○		0	0	X
22	静岡県	○	X	-	-	-	-	-	-	-	警察の所館	-	-	-	-	-	-		0	0	○
23	愛知県	○	X	X	X	-	-	-	○	X	-	○	○	○			○		0	0	○
24	三重県	X	X	X	X	-	-	-	○	X	-	-	-	○		○			0	0	X

	持込み者に対する		収容と遺失物法								狂犬病予防法					誤殺処分		直接譲渡会			
			遺失物法による公示を行っている。	14日間の公示を行っている。	公示期間後の扱い(件数)			遺失物法によらない殺処分を行っている。	所有者不明の犬猫の遺失物法適応	遺失物法に対する考え	注射確認	殺処分	公示の方法				殺処分後に飼い主(件数)		所有者から告訴・損害賠償(件数)		
	身分証提示	データベース化			a.取得者へ引渡	b.行政で譲渡	c.行政で殺処分						HP	警察での広告	近隣行政広告	その他					
25	滋賀県	○	○	X	-	-	-	-	-	-	警察が拾得した犬猫のうち、遺失物法の適用を受けなかったものを動物愛護法で引取りしています。	○ 注射票確認	-	-	-	-	-	0	0	X	
26	京都府	X	X								遺失物法については、警察の解釈に委ねております。現状としては、警察は動物愛護管理法第35条第2項(拾得者からの引取り)に基づき、保護された犬猫を保健所へ依頼されております。	○	○	-	-	-	-	0	0	X	
27	大阪府	○	○	X	X	-	289	1916	○	X	遺失物法の公示は警察で行います。狂犬病予防法と動物愛護条例の公示を行っています。	○	○	○		○		0	0	X	
28	兵庫県																				
29	奈良県	○	○	-	-	-	-	-	-	-	遺失物法の適用は、主に拾得者と警察の判断によっており、適用時は、警察が公告等を行う。保健所の収容動物については、狂犬病予防法、県条例等に基づいて公示等を行う	○ 注射済票確認	○	○	○	○	○	0	0	○	
30	和歌山県	○	X	X	X		3	7	X(いいえ)	○		○	○	-	-	-	-	0	0	○	
31	鳥取県	X	X								失物法を所管しているのは警察であるため、遺失物法の対象である場合は警察が公告を行う。動愛法により引き渡されたものは遺失物法が適用されない。	○ 注射票確認	○	○			○	○	2件	0	X
32	島根県	X	X	X	X		251	943	○	X	左の件数は、県条例に定める公示期間経過後の件数を記載している。	X	○	○				管轄下保健所、市町村へ通知	0	0	-
33	岡山県	○	○	X	X	1	437	693	X(いいえ)	○	狂犬病予防法、岡山県の愛護及び管理に関する条例による公示を行っている。	X	○	○			○		0	0	○
34	広島県	○	X	X	X	-	-	-	○	X	飼い主がいると考えられる場合は、拾得者に対し警察に遺失物として届出るよう助言している。	X	○	○			○		0	0	○
35	山口県	○	X	-	-	-	-	-	-	-	遺失物法を所管していない。	○	○	○				○	0	0	○

	持込み者に対する		収容と遺失物法								狂犬病予防法					誤殺処分		直接譲渡会						
			遺失物法による公示を行っている。	14日間の公示を行っている。	公示期間後の扱い(件数)			遺失物法によらない殺処分を行っている。	所有者不明の犬猫の遺失物法適応	遺失物法に対する考え	注射確認	殺処分	公示の方法				殺処分後に飼い主(件数)		所有者から告訴・損害賠償(件数)					
					a.取得者へ引渡	b.行政で譲渡	c.行政で殺処分						HP	警察での広告	近隣行政広告	その他								
身分証提示	データベース化																							
36	徳島県	○	○	X	X	-	-	-	-	-	遺失物法による公示ではなく、狂犬病予防法第6条に基づく公示としている	X	○	○				○	○	(件数不明)	0	0	○	
37	香川県	X	X	X	X	-	-	-	○	X		X	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	○	
38	愛媛県	X	X	○	○	61	0	0	いいえ	はい	関係機関への届出、首輪や所有者明示措置の有無、拾得されときの状況を総合して判断し、飼われていることが推定される場合は、遺失物法の適用を受けるものと考えている。また、遺失物法の適用を受けた動物に関しては、同法に基づき処理されている。	X 所有者の引取りに関しては確認	○	○					○	0	0	0	○	
39	高知県	○	X	-	-	-	-	-	○	○	遺失物法に係るものは原則、警察庁の管理にある。	○ 注射票確認	○	○					○	0	0	0	○	
40	福岡県																							
41	佐賀県	○	○	X	X	-	-	-	○	○	動愛法第35条第3項に基づく引取り依頼がされた場合は、動愛法に基づき取り扱う。	○ 注射票確認	○	○				○	0	0	0	0	○	
42	長崎県	X	X	X	X	-	-	-	-	X	狂犬病予防法第6条第9項、及び動物愛護管理法第35条第7項に基づく環境省告示「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」に基づき業務を実施。	○	○	○				○	0	0	0	0	X	
43	熊本県	X	X	-	-	-	-	-	○	-	警察で拾得者が動物愛護管理法による対応を求めた場合、遺失物法の適用を受けない。	X	○	-	-	-	-	-	0	0	0	0	○	
44	大分県	○	X	X	X	-	-	-		X		○	○	○				○	0	0	0	0		
45	宮崎県	○	○	X	X	0	494	2357	○	X		○ 飼い主からの引取り時	○	○					○	0	0	0	X	
46	鹿児島県	X	○	-	-	-	-	-	-	-	拾得者が、警察に届けられた際は、遺失物法の適用を受けると思いますが、警察の所管となっており、回答する立場にありません。	済票を装着の犬は飼い主の照合を行い返還。	○	○				○	○	(件数不明)	0	0	0	○
47	沖縄県	○	X	-	-	-	-	-	-	-	遺失物法は所管していない。	抗体検査はしていない。	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	○	
指定 市 48	札幌市	○	○	X	X	-	-	-	X	X	遺失物法が適用される犬猫の引取り(預かり)は、行っていません。	X	X	○					1件	損害賠償(1件)	0	0	○	

	持込み者に対する 身分証提示	データベース化	収容と遺失物法								狂犬病予防法					誤殺処分		直接譲渡会				
			遺失物法による公示を行っている。	14日間の公示を行っている。	公示期間後の扱い(件数)			遺失物法によらない殺処分を行っている。	所有者不明の犬猫の遺失物法適応	遺失物法に対する考え	注射確認	殺処分	公示の方法				殺処分後に飼い主(件数)		所有者から告訴・損害賠償(件数)			
					a.取得者へ引渡	b.行政で譲渡	c.行政で殺処分						HP	警察での広告	近隣行政広告	その他						
49	仙台市	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	飼い主が判明した場合は登録と狂犬病予防注射について確認	○				○	0	0	○		
50	さいたま市	○	X	X	X	19	222	69	○	X	さいたま市動物の愛護及び管理に関する法律および環境省通達「犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領」に基づく処分措置	X	○	○				○	0	0	○	
51	千葉市	○	X	X	X	0	372	232			動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項に規定する犬又は猫に該当する物件について、同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については、遺失物法は適用されないと考えます。	所有者からの引取りの場合確認	○	○				○	0	0	○	
52	横浜市	○	X	X	X	0	0	0	○	○	遺失物法又は動物の愛護及び管理に関する法律(以下、動愛法という。)のどちらを選択するかは、拾得者の選択によります。	○鑑札・注射済票確認	○	○				○	0	0	X	
53	川崎市	○	X	—	—	—	—	—	—	X	動愛法に基づき引取り・収容を行い、市動愛条例及び市動物愛護センター条例に基づき処分している。	—	—					○	0	0	○	
54	相模原市	○	X	—	—	—	—	—	—	—	遺失物法の所管は警察であり、本市の回答はありません。	○鑑札・予防注射済票の確認					県動物愛護センターへ委託	○	0	0	○	
55	新潟市	○	X	—	—	0	24	5	—	—	拾得者自身が、拾得した動物を、動愛法若しくは遺失物法で取り扱うかの選択をおこなっており、当センターでは遺失物法に基づいた手続きは行っていない。③は狂犬病予防法に基づく公示として回答しました。	—	—	公示は区役所の掲示版に掲示。その他、情報はホームページに掲載したり、関係機関・警察等と情報共有しています。				0	0	○		
56	静岡市	X	X	X	X				○	X	静岡市では、犬については遺失物法よりも狂犬病予防法を優先しています。	狂犬病予防注射の接種を受けていると判明している場合には、同時に飼い主が判明するため、殺処分せず	○					○	1	0	○	
57	浜松市	X	○	X	X	1	188	559	○	○	遺失物法ではなく、狂犬病予防法又は動愛法を適用しています。また、狂犬病予防法に基づく公示を行っています。	X	○	○					○	0	0	X

	持込み者に対する		収容と遺失物法							狂犬病予防法					誤殺処分		直接譲渡会				
			身分証提示	データベース化	遺失物法による公示を行っている。	14日間の公示を行っている。	公示期間後の扱い(件数)			遺失物法によらない殺処分を行っている。	所有者不明の犬猫の遺失物法適応	遺失物法に対する考え	注射確認	殺処分	公示の方法				殺処分後に飼い主(件数)	所有者から告訴・損害賠償(件数)	
							a.取得者へ引渡	b.行政で譲渡	c.行政で殺処分						HP	警察での広告		近隣行政広告			その他
58	名古屋市	○	○	X	X	-	-	-	○	X	犬については狂犬病予防法、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、猫については動物の愛護及び管理に関する法律、犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置に基づき取扱い、所有者が判明しない場合は処分しています。	X		○				○ 愛護センター 掲示板	1	0	X
59	京都市	○	X	X	-	-	-	-	-		本市に遺失物法に関する所管業務はないため、回答不能である。ただし、本市のホームページ等で、可能な限り14日間以上公告している。	○ 鑑札、注射 済票		○				○	0	0	○
60	大阪市	X	○	-	-	-	-	-	○	-	遺失物法は所管外と考えます。	X	○	○				○	0	0	○
61	堺市	○	X	X	X	-	-	-	○	X	所有者不明の犬猫については、堺市動物の愛護及び管理に関する条例により公告期間(2日間)を設定し、公告期間満了の日の翌日以降、処分(譲渡又は殺処分)しています。	X	○	○				○ 動物指導 センター 掲示板	0	0	X
62	神戸市	○	○	X	X	-	-	-	○	-	拾得者から動物愛護管理法第35条第3項に基づく引取りを行っており、遺失物法に基づく届出は警察署に対して行われていると考えている。	X	-	○					0	0	○
63	岡山市	○	X	X	X	-	-	-	○	X		X	○	-	-	-	-		0	0	○
64	広島市	○	○	X	X				○	X		X	○					○	0	0	○
65	北九州市	○	X	X	X	-	-	-	○	X		注射票で判断、飼い主へ返還						○ 動物愛 護セン ターに掲 示	0	0	○
66	福岡市	○	X	X	X	-			○	-	警察署を経由する犬猫は動物愛護法に基づく引取りとして本市動物愛護管理センターに収容され、動物の抑留及び処分は福岡市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき実施しています。	X	○						0	0	X
67	熊本市	○	○	X	X	0	743	13	○	X		○ 狂犬病予防 注射の接種 の有無に関 わらず、全 ての収容犬 を譲渡対象 としている。	○	○					0	0	○
中核 市	旭川市	X	X	X	X	0	250	63	○	X	狂犬病予防法第6条による公示をおこなっている。猫に関しても犬と同期間公示を行っている。	○	X	○				○	0	0	○
68	函館市	○	X	X	-	-	-	-	○	X		X	○	-	-	-	-		0	0	X

	持込み者に対する		収容と遺失物法								狂犬病予防法					誤殺処分		直接譲渡会		
			遺失物法による公示を行っている。	14日間の公示を行っている。	公示期間後の扱い(件数)			遺失物法によらない殺処分を行っている。	所有者不明の犬猫の遺失物法適応	遺失物法に対する考え	注射確認	殺処分	公示の方法				殺処分後に飼い主(件数)		所有者から告訴・損害賠償(件数)	
	身分証提示	データベース化			a.取得者へ引渡	b.行政で譲渡	c.行政で殺処分						HP	警察での広告	近隣行政広告	その他				
70	青森市	X	○	X	X	-	-	-	○	X		○	○	○			○	0	0	X
71	盛岡市																			
72	秋田市	○	○	X	X	0	5	13	○	X			-	○				0	0	X
73	郡山市	○	○	X	X	12	77	324	○	X		X	○				○市役所に掲示	0	0	○
74	いわき市	○	○	X	X				○	X	犬については狂犬病予防法に基づく公示を行っている。	X	X	○			○庁内掲示	0	0	X
75	宇都宮市	○	○	-	-	-	-	-	-	-	遺失物法は所管していない	-	-	-	-	-	-	-	-	X
76	前橋市	○	X	-	-							○	○	○				0	0	○
77	高崎市	○	X	X	X	0	138	70	○	X	警察等から動物愛護センターに引き渡された場合も含め、動物愛護法の取り扱いをしている。 また、条例上の保管期間は5日間であるが、運用上で14日間は保管している。	○注射済票の確認	○	○				0	0	○
78	川越市	X	○	-	-	-	-	-	-	-	遺失物法を所管していない	-	-	○			○	0	0	X
79	船橋市	○	○	X	X	0	30	7	○	X		X	○	○		○		0	0	○
80	柏市	○	X		X				-	-	警察の所館	-	-	-	-	-	-	1	0	X
81	横須賀市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	遺失物法による動物の収容は行っておりません									X
82	富山市	X	X	X	X				○	-		X	-	-	-	-	-	0	0	X
83	金沢市	X	○	X	-					○	遺失物法は、警察の所管であり、可能な部分のみ回答いたします。	○	○	○		○	○	0	0	X
84	長野市	○	○	X	X		114	35	○	X	遺失物法に適用され则认为しているが、警察には適用しないと判断され、犬は狂犬病予防法、猫は動物の愛護および管理に関する法律に基づき収容を依頼される。	○注射票による確認	○	○			FB, twitter他	0	0	○
85	岐阜市	○	○(猫)	X	X	-	-	-	○	X	遺失物法による引取りは行っていません。	X	○	○			○保健所	0	0	○
86	豊橋市	○	X	X	X	-	-	-	○	X		X	-	○			○保健所	0	0	X





	持込み者に対する		収容と遺失物法							狂犬病予防法				誤殺処分		直接譲渡会				
			遺失物法による公示を行っている。	14日間の公示を行っている。	公示期間後の扱い(件数)			遺失物法によらない殺処分を行っている。	所有者不明の犬猫の遺失物法適応	遺失物法に対する考え	注射確認	殺処分	公示の方法				殺処分後に飼い主(件数)	所有者から告訴・損害賠償(件数)		
					身分証提示	データベース化	a.取得者へ引渡						b.行政で譲渡	c.行政で殺処分	HP				警察での広告	近隣行政広告
106	大分市	○	X	X	X	0	8	2	○	X		○ 注射票確認	○	○		○		0	0	X
107	宮崎市	○	○	X	X	—	—	—	○	X		○ 鑑札及び済票	X	○			○	0	0	○
108	鹿児島市	○	X	X	X	集計なし	56	29	○	X		○	譲渡不敵 以外は殺 処分なし	○			○ 市役所	0	0	X
109	那覇市	○	○	X	X	0	2	16	○	警察署から引渡しを受けた後は動物愛護管理法に基づき処理することになります。 拾得者が動物愛護管理法の適用を求めないときは遺失物法が適用され则认为ます。		○ 注射票	X	○			○	1	0	X

	譲渡取り組み					地域猫、TNR 支援									定時定点回収			
	譲渡会回数		インターネット活用		殺処分削減努力	不妊去勢費用支援 (管轄下も含む)		その他取組み	行政が把握している地域猫		地域猫成果			民間との協同活動例	猫駆除捕獲器の貸出	定時定点回収犬		定時定点回収猫
	月回数	年回数	媒体	環境省検索サイト利用		実施している	個人やグループへの支援		箇所	匹	不妊去勢数	完了した場所	亡くなり完了			のべ回数	頭数	
1 北海道	—	5	HP	○		X	X		0	—	—	—	—		X	0	0	0
2 青森県	2	25	HP	○	適正飼養啓発を普及啓発を目的とした大型イベントを、年に2回、開催している	X	X		0						X	0	0	0
3 岩手県	—	82	HP	○	動物愛護思想の普及啓発	—	○		0	—	—	—	—	避妊去勢をして餌やりをする人、グループ等から相談があった場合は、助言を行う等の支援をしている。	○ 管轄下の市町村にて	0	0	0
4 宮城県	1	11	HP	○	本年度より、愛護団体への譲渡制度、飼い主のいない猫の不妊去勢事業への補助金交付等を創設。	X	X	平成26年9月より獣医師会が飼い主のいない猫の不妊去勢事業を開始、県では本事業に対して一部補助している。	0						X	0	0	0
5 秋田県		3~4	HP等	○	小・中学校等を対象にした「命を大切に育てる心を育む教室」の実施や、「犬のしつけ方教室」の開催など、行政に持ち込まれる犬猫の減少を図るための取組を重点的に実施。	X	X	○ 猫等で住民間トラブルになっている事例については、自治会の会合等で地域猫活動の成功事例を紹介。 ○ あらゆる機会を通じて、不妊去勢を啓発	0	0					○	0	0	0
6 山形県	1~3	28	HP	X	譲渡前講習会等での適正飼養の普及啓発、譲渡事業の推進、動物病院等への収容動物情報の掲示	X	X								○	0	0	0
7 福島県		3	HP	○	譲渡会を積極的に開催する等、譲渡の推進。飼い犬のしつけ方教室や、啓発資料等を活用し、不妊去勢などの繁殖制限や適正飼養について普及啓発を実施している。	X	X		0						X	0	0	0
8 茨城県		5	HP	X	・動物愛護推進計画の運用・収容施設の見学会・小学校へのふれあい教室・動物愛護推進員と連携した啓発・県獣医師会と連携した啓発・市町村と連携した啓発・動物愛護月間事業・飼い主マナー向上推進月間事業・引取を求める飼い主に対し、窓口で殺処分映像を見せながらの再飼育を促している	○	○		地域猫活動をしているボランティア団体が県内にあることは、知っているが、実際の地域数や実績については把握していない。					X	0	0	0	
9 栃木県	1	12	○	○	・適切な飼養方法(避妊・去勢手術や猫の室内飼いの推奨、所有者の明示など)の普及啓発など	○	X		0						X			
10 群馬県	随時		HP	○	動物愛護や適正飼養の普及啓発事業として、小学生等を対象に、「動物ふれあい事業」、「動物愛護ポスターコンクール」、「動物愛護ふれあいフェスティバル」等を開催している。命の大切さ、適正飼養をより一層普及させるために、来年度動物愛護拠点施設の開設を予定している。	○	X		0						X	0	0	0
11 埼玉県	随時		HP	○	引取りの抑制、返還・譲渡の推進を基本的な柱として、迷子動物検索テレホンサービスや所有者明示措置(マイクロチップ)の導入促進、地域猫活動の推進等の各種施策を講じている。	○	○		3	124	44	0	0	県が指定するモデル地区で地域猫活動を行うボランティアに対して、県から市町村を介して補助金を交付しています(平成25年度末現在:3地区)。	X	0	0	0
12 千葉県	2	24	HP	○	飼い主のいない猫不妊去勢手術事業の実施 動物愛護教室、犬の飼い方教室などによる啓発活動 飼い主さがしの会、出会いの場事業による新しい飼い主さがしの場の提供 公益社団法人千葉県動物保護管理協会との連携による新しい飼い主さがし事業	○	○		9	147	0	0	0	「平成24、25年度飼い主のいない猫不妊去勢手術事業」	TNR	0	0	0

		譲渡取り組み				地域猫、TNR 支援										定時定点回収				
		譲渡会回数		インターネット活用		殺処分削減努力	不妊去勢費用支援 (管轄下も含む)		その他取り組み	行政が把握している地域猫		地域猫成果			民間との協同活動例	猫駆除捕獲 器の貸出	定時定点回収犬		定時定 点回収猫	
		月回数	年回数	媒体	環境省検 索サイト利 用		実施している	個人やグル ープへの支援		箇所	匹	不妊去勢数	完了した場所	亡くなり完了			のべ回数	頭数		のべ回数
13	東京都		52	HP	○	東京都動物愛護管理推進計画 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/k ankyo/aigo/horeishiryoku/keikaku.html	○	○	飼い主のいない猫対策に 取り組む管下区市町村に 対する医療保健政策包括 補助事業 ・動物愛護相談センターが 行う飼い主のいない猫との 共生支援事業							X	0	0	0	
14	神奈川県	1	12	HP	○	鑑札等装着を旨と啓発し、飼い主不明の 収容動物のHP情報掲載など返還促進に 努めている。 ・飼い主から動物を引き取ってほしい旨の 相談があった場合には、再考を促したり、 新しい飼い主の探し方等のアドバイスをす るなどにより、当該動物の終生飼養につ いて指導している。 ※近所登録モニターに収容情報を提	○	○		0							X	0	0	0
15	新潟県			HP	○		X	X		0							X	0	0	0
16	富山県	4		HP	○	・収容した動物の譲渡会に加え、引取りを 行わず、動物管理センターの場所のみを 提供する「子犬・子ねこの譲渡会」の開催	X	X		0							X	-	-	-
17	石川県			HP	○	引取りの多くを占める猫の引取りを減少さ せるため、譲渡の推進、所有者明示の推 進、屋内飼いの推進等を行っている。	X	X		0							X	0	0	0
18	福井県	3	36	○	○	動物愛護センターの設置に向けた検討を 行っている。	X	○		0							X	0	0	0
19	山梨県	1~2	19	HP	○		X	X		0							X	0	0	0
20	長野県	2	24	HP	○		○	○		164	集計なし	75	集計なし	1	動物愛護会に「地域猫支援 事業」として猫の搬入等を委 託している	X	0	0	0	
21	岐阜県	-	-	HP	○	保健所での譲渡及び動物愛護センターで の譲渡の両方を進めている。	X	X		0	-	-	-	-			X	0	0	0
22	静岡県	1	12	HP	○		○	○		43		6					X	635	95	635
23	愛知県	不定期		HP	○	・犬の譲渡希望者に対し、譲渡前に飼い方 講習会を義務づけ、終生飼養等の啓発を 行っている。 ・猫の譲渡会において、室内飼養、不妊去 勢、所有者明示等について啓発している。 ・動物愛護週間中に動物の遺棄防止キャ ンペーンを実施し、ポスターの掲示や街頭 で啓発活動を行っている。	X	X		10	不明	不明	0	0			X	0	0	0
24	三重県	-	-	HP	○	終生飼養の啓発、窓口での引取り相談時 の指導、ボランティア団体への譲渡の開始 等	○	X		2	-	-	-	-	一部の市町において所有者 の判明しない猫の適正管理 における取り組みを行って います。	X	0	0	0	

	譲渡取り組み					地域猫、TNR 支援								定時定点回収							
	譲渡会回数		インターネット活用		殺処分削減努力	不妊去勢費用支援 (管轄下も含む)		その他取組み	行政が把握している地域猫		地域猫成果			民間との協同活動例	猫駆除捕獲 器の貸出	定時定点回収犬		定時定 点回収			
	月回数	年回数	媒体	環境省検 索サイト利 用		実施している	個人やグルー プへの支援		箇所	匹	不妊去勢数	完了した場所	亡くなり完了			のべ回数	頭数		のべ回数		
25	滋賀県	-	-	HP (一財)滋賀県動物 保護管理協会	○	譲渡会を廃止し、譲渡前講習会による譲渡希望者の登録を行い、希望者の家庭等にマッチした犬猫を譲渡するよう取り組んでいる。一般譲渡が困難な犬については仲介者による譲渡を行っており、平成26年度からは子猫の仲介者譲渡も試行的に行っています。	X	X			21	-	-	-	-	「広島県猫と犬と生きるためのガイドライン」に基づき、地域自治会からの依頼により、地域の野良猫を減らすための取り組み支援として、地域への猫の適正飼養啓発とともに捕獲・手術を行っています。	X	0	0	0	
26	京都府			HP	○	飼い主が犬・猫を終生飼養するように、犬猫の引取料金の有料化、犬のしつけ方教室、動物愛護教室、マイクロチップの普及促進などの啓発事業に取り組んでいるところ。また、平成25年9月、改正動物愛護管理法の施行以降、引取りについての広報は一切とりやめ、どうしても飼えなくなった場合などは保健所へ「事前相談」するよう広報しております。府内市町村にも、引取りの広報をしないよう徹底しています。保健所では、引取依頼のある飼い主から電話相談があれば、その理由等を詳細に聴取し、里親を探すよう粘り強く指導しております。	○	X			-	-	-	-	-		X	-	-	-	
27	大阪府			HP	○	大阪府動物愛護管理推進計画にて、目標値(犬・猫の引き取り数の削減や譲渡率の向上)を設定し取り組んでいる。	X	X			-	-	-	-	-	所有者のいない猫の適正管理ガイドラインを作成し啓発活動を実施	X	0	0	0	
28	兵庫県																				
29	奈良県	不定期・適宜		○	X	・「いのちの教育」の実践:動物への理解を深め、これらと人との関わりを学ぶとともに、あらゆる命に共感し、命を大切にすることを育む「いのちの教育」を推進。 ・迷子犬ゼロ運動:迷い犬の発生低減と収容犬の返還率向上のため、所有者明示等についての普及啓発を推進。	○	○			-	-	-	-	-		X	0	0	0	
30	和歌山県	3~5	40	-	○		○	○			0	0	-	1	1		X	0	0	0	
31	鳥取県					所有明示がされておらず、所有者がいるかどうか判明しないものがほとんどを占めるため、所有明示を啓発している。	X	X	野良猫については、エサやりのみでなく、不妊去勢手術としつけを行い、責任ある飼い主になるよう指導		0	0	0	0	0		○ (管轄下で)	0	0	0	
32	島根県	-	-	各保健所HP	○	定期的な譲渡会は行っていないが、対象となる犬猫がいる場合は、随時県内7か所の保健所で譲渡を実施している。譲渡用動物舎を備えた1保健所では、対象となる犬猫について継続飼養を行い、新聞の情報コーナーへの掲載等を行うなどして、より多く譲渡できるよう努めている。	X	X	平成24年度から、TNR事業を開始。県内でモデル地区を選定し、市町村、ボランティア団体等の協力の下、猫の保護、避妊去勢手術を行い、保護した場所に戻す事業を実施している。平成26年3月末現在では、4地区で実施している。		4	53	66	0	0		X	0	0	0	
33	岡山県	4	47	岡山県動物愛護財団HP	○		X	X			0						X	190	63	118	
																			定時定点回収はH26年9月以降		
34	広島県	毎日		HP, facebook,twitter	○	飼い主がいると考えられるものは収容期間を延長しHPに写真を掲載して返還に努めている。また、譲渡用とした犬猫は譲渡されるまで飼養。生飼養・適正飼養を推進するため、譲渡希望者を対象に譲渡講習会を実施。講習受講者には受講済票を交付し、気に入った犬猫がいるときには、いつでも譲渡を行っている。	X	X	平成26年3月に改定した広島県動物愛護管理推進計画に「地域猫活動の推進」を盛り込み、今年度から取組を開始したところ。す。		0						平成26年3月に改定した広島県動物愛護管理推進計画に「地域猫活動の推進」を盛り込み、今年度から取組を開始したところ。す。	○ (管轄下で)	月1~2回	304	月1~2回
35	山口県	1	12	HP	○	インターネットを活用した新たな飼い主探しの仲介	○	○			0						X	0	0	0	

	譲渡取り組み					地域猫、TNR 支援							定時定点回収					
	譲渡会回数		インターネット活用		殺処分削減努力	不妊去勢費用支援 (管轄下も含む)		その他取り組み	行政が把握している地域猫		地域猫成果			民間との協同活動例	猫駆除捕獲 器の貸出	定時定点回収犬		定時定 点回収 猫
	月回数	年回数	媒体	環境省検 索サイト利 用		実施している	個人やグルー プへの支援		箇所	匹	不妊去勢数	完了した場所	亡くなり完了			のべ回数	頭数	
36 徳島県	2	28	HP	○	譲渡登録団体、動物愛護推進員との連携による譲渡数の増加 返還数向上のため、地元新聞・地元ケーブルテレビへの保護情報の掲載や、犬の場合、登録台帳をもとに飼い主への電話で失踪の有無を確認している。	○	○		19	264	242	13	把握なし	動物愛護推進員との地域猫普及パネル展、セミナーの開催	X	0	0	0
37 香川県	随時	随時	HP	○	・啓発資材の配布(動物愛護フェスティバル、各保健所での譲渡前講習会等の場) ・各保健所による犬猫の譲渡に加え、民間による譲渡ボランティア制度を創設	X	X		0						X	0	0	0
38 愛媛県	1	12	○	○		○	X	平成26年度モデル事業として愛媛県動物愛護センター実施の譲渡会において、避妊去勢及びマイクロチップ挿入済みの猫の譲渡を行っている。	0						X	0	0	0
39 高知県		5	HP	○	平成26年7月から高知県メス猫不妊手術推進事業を実施(飼い猫、野良猫)	○	X		-	-	-	-	-		X			
40 福岡県																		
41 佐賀県		11	○	○	・毎月1回、日曜日に収容犬猫の譲渡会を開催	○	○		0						X	0	0	0
42 長崎県	-	-	○	○		○	○		0	-	-	-	-		X	0	-	0
43 熊本県		2~4	○	○	動物愛護団体との連携、譲渡会と別に随時譲渡、譲渡要領の作成	X	X		0						X	0	0	0
44 大分県	3~4	39	○	○	大分市を除く大分県内市町村が行う飼い主のいない猫の避妊去勢の補助事業に対し、1頭につき上限5,000円を市町村が補助する額の2分の1を市町村に交付助成する。 県から譲渡された犬と猫については県獣医師会が助成を行っている。	○	X		0						X	0	0	0
45 宮崎県			○	○	・犬猫譲渡専用施設「ひまわりの家」を設置し、運用をNPO法人等に委託している。	X	X		-						X	10	25	-
46 鹿児島県		257	HP	○	譲渡及び返還の推進のため、①所有者明示、②譲渡対象犬のHPへの掲載、③譲渡会における適正飼養等に係る講習会の実施等行っています。	X	○		-	-	-	-	-		X	0	0	0
47 沖縄県	1~5	37	HP	○	動物愛護管理センターで譲渡対象となる犬猫は、全頭不妊去勢手術を実施している。	○	X		0	0	0	0	0		X	0	0	0
指定市 48 札幌市	-		HP	○	収容動物の譲渡については、開庁日は常に対応している。	X	X		0	0	0	0	0		X	0	0	0

定点を定めず引取りを行っている  
はない。また、引取り又は捕獲がな  
定点に行かないこともあるため、回  
けできない。

	譲渡取り組み					地域猫、TNR 支援								定時定点回収					
	譲渡会回数		インターネット活用		殺処分削減努力	不妊去勢費用支援 (管轄下も含む)		その他取組み	行政が把握している地域猫		地域猫成果			民間との協同活動例	猫駆除捕獲 器の貸出	定時定点回収犬		定時定 点回収	
	月回数	年回数	媒体	環境省検 索サイト利 用		実施している	個人やグルー プへの支援		箇所	匹	不妊去勢数	完了した場所	亡くなり完了			のべ回数	頭数		のべ回数
49	仙台市	2	35	HP	○	○	○	○	—	—	—	—	—	町内会等で、希望があれば、地域猫についての考え方や、方法について説明に出向く用意はある。	X	0	0	0	
50	さいたま市	5	62	HP	○		○	X	0	—	—	—	—		X	0	0	0	
51	千葉市	1		○	○	幼弱ゆえに行政が管理することが困難な仔猫をボランティアに哺育してもらい、譲渡しています。	○	○	猫を不妊手術の費用を行政が負担する形はとっておらず、飼い主のいない猫にセンターで市獣医師会員が手術を施し、猫を管理する者に術後返還している。猫を管理する者の費用負担はありません。	4	165	175	2	0		X	0	0	0
52	横浜市			HP	○	横浜市で定めた犬猫等の譲渡実施要綱の規定により譲渡を行っています。	○		横浜市猫の適正飼育ガイドラインを定め、市民に対し啓発を行うとともに、横浜市で定めた横浜市飼い主のいない猫を適正に管理する地域猫活動モデル事業実施要綱の規定により地域猫活動モデル事業を行って	2	47	8	1	0		X	0	0	0
53	川崎市		3	○	○	ボランティア等と連携した幼齢猫の哺乳や収容犬の散歩、医療的なケア等、収容動物が譲渡されやすくなるよう取り組んでいます。	○	○		0					X			0	
54	相模原市	1	11	HP	○		X	X	0						X	0	0	0	
55	新潟市	4	48	HP	○		○	○	飼い主のいないメス猫の不妊手術費助成。終生飼育の普及啓発事業、不妊去勢手術・所有者明示の普及啓発、譲渡推進への取り組み等	1	不明	不明	1	0		X	0	0	
56	静岡市	通年	通年	○	○	市政HP、パンフレットによる成犬譲渡制度の広告	○	X		2				0		X	0	0	
57	浜松市	—	—	X	○		○	X	H23年度から、避妊去勢手術の依頼者と協力獣医師、浜松市(予算措置あり)の3者共同で手術をし、依頼者に猫の管理・見守りをしていただく事業を行っており、H25年度も300頭以上の手	0	—	—	—	—		X	0	0	0

		譲渡取り組み				地域猫、TNR 支援								定時定点回収					
		譲渡回数		インターネット活用		殺処分削減努力	不妊去勢費用支援 (管轄下も含む)		その他取組み	行政が把握している地域猫		地域猫成果			民間との協同活動例	猫駆除捕獲 器の貸出	定時定点回収犬		定時定 点回収
		月回数	年回数	媒体	環境省検 索サイト利 用		実施している	個人やグルー プへの支援		箇所	匹	不妊去勢数	完了した場所	亡くなり完了			のべ回数	頭数	
58	名古屋市			HP, facebook	○	愛護センターから譲渡する犬猫へのマイクロチップの装着、乳のみ猫の育成ボランティアの募集、問題犬の譲渡推進、施設改修を行い収容頭数を拡大	○	○	猫の保護器の貸し出し、超音波忌避装置の貸し出し等忌避方法の紹介、地域全体で取り組みを行う際に必要な資材(猫のトイレ等)の支援	3	約40	217	0	0	地域でのら猫を適正に管理するボランティアを支援する「なごやかキャット推進事業」の実施	X	0	0	0
59	京都市		1	ホームページ, Facebook, twitter, USTREAM	X	・「まちなご活動支援事業」を行っている。 ・収容した犬猫を一時的に預かり、新しい飼い主を探す「譲渡ボランティア制度」を実施している。 ・高齢犬や問題行動がある犬についても、経過観察も含め、施設の収容室数を超過可能な限り犬猫を収容する。	○			90	583	583	6		地域住民が、餌やふん尿の管理、周辺美化などの一定のルールに基づき適切に管理するとともに、避妊・去勢手術(行政が無料で行う)を行うことにより一代限りの命を全うさせる「まちなご活動支援事業」に取り組んでい	X	0		0
60	大阪市	2~3	25	HP	○		○	○	不妊去勢手術及び終生飼養の啓発、収容した犬猫の譲渡の推進	35	513	303	不明	不明		X	0	0	0
61	堺市			X	○	・飼育希望者、譲渡希望者の情報を登録し、情報を交換することで新たな飼い主を探す制度の実施 ・犬の適正飼養講習会の開催 ・猫の適正飼養講習会の開催 ・飼い犬のしつけ方教室の開催	○	○		3	—	35	1	0		X	0	0	0
62	神戸市	随時		○	○	・飼い犬の所有者明示措置の促進のため、一般公募による犬鑑札及び注射済票の様式改定 ・譲渡対象犬猫の要件の緩和 ・訪問による学校飼育動物ふれあい事業や動物管理センターでのイベント開催による小学生への動物愛護意識の高揚	○	○	・地域猫活動の理解を深める啓発チラシの作成 ・地域の要望に応じた訪問説明会(出前トーク)の開催制度	32	844	469	不明	不明		X	0	0	0
63	岡山市	1	11	HP	○		○	○		約10	不明	26	0	0	「岡山市所有者のいない猫対策活動モデル事業」	X	0	0	0
64	広島市		6	HP	○	収容犬のしつけ・ふれあいを行い、新たな飼い主を見つけていくことで殺処分減少に努めている。	X	X		0						X	0	0	0
65	北九州市		10	HP	○	犬のしつけ方教室、適正飼育講習会、ふれあい教室、街頭啓発、動物愛護デー、動物愛護フェスティバル、学校飼育動物支援事業など	○	X		6	230	40	0	0		X	0	0	0
66	福岡市			「わんにゃんよかネット」 http://wannyan.city.fukuoka.lg.jp/	○	譲渡判定に不合格だった場合も、適切なしつけを施し、新たな飼い主に譲渡できる動物愛護団体に譲渡するなどし、可能な限り譲渡するようにしています。	X	X		47	不明	977	不明	0		X	0	0	0
67	熊本市	5~6	59	HP, Facebook	○	離乳前の仔犬・仔猫を収容した場合、一部の職員で自宅に持ち帰り、夜間・休日の世話も行っている。 他に、譲渡会の日時やおススメの犬を紹介するポスターを毎月作製し、ボランティアの方の協力で市内各所に配布・掲示していただいている。 また、熊本市動物愛護推進協議会の予算で、譲渡会告知の新聞広告を毎月出して	X	○	地域猫活動と認められた野良猫に対する手術には、5,000円/頭の助成金を熊本市動物愛護推進協議会の予算から拠出している。	18		51	0	0	年一回、にゃん座談会を開き、地域猫活動者と職員で、年度の報告および意見交換をおこなっている。 また、不妊去勢の徹底を啓発するチラシを作成し、配布している。	X	0	0	0
中核市 68	旭川市	2		HP	○	適正飼養講習会を行っており、講習会受講者には犬猫の譲渡斡旋を行っている。 適正飼養講習会を行っており、講習会受講者には犬猫の譲渡斡旋を行っている。	x	x	「飼い主のいない猫の不妊措置事業」を行っており、手続きを正常に行った市民に関してNTRを行っている。 又その場合、猫の不妊手術は旭川市動物愛護セン	26	120	108	20	—		X	0	0	0
69	函館市			HP	○		x	x		0	—	—	—	—		X	0	0	0



	譲渡取り組み				地域猫、TNR 支援								定時定点回収					
	譲渡会回数		インターネット活用		殺処分削減努力	不妊去勢費用支援 (管轄下も含む)		その他取り組み	行政が把握している地域猫		地域猫成果			民間との協同活動例	猫駆除捕獲 器の貸出	定時定点回収犬		定時定 点回収
	月回数	年回数	媒体	環境省検 索サイト利 用		実施している	個人やグルー プへの支援		箇所	匹	不妊去勢数	完了した場所	亡くなり完了			のべ回数	頭数	
70	青森市				X										X	0	0	0
71	盛岡市																	
72	秋田市			HP	○	直接譲渡会は実施していませんが、事前登録制の譲渡制度を設けており、収容した動物の円滑な譲渡を目指して実施している。	X	X							X	0	0	0
73	郡山市		1	HP http://www.city.koriyama.fukushima.jp/215700/dobutsu/kainushiboshu.html	○	収容犬については、収容場所周辺の犬の登録情報に基づき、収容犬に似た犬を飼っている飼い主へ電話連絡及び直接訪問して所在確認を行い、返還を推進している。また、地域のコミュニティーラジオ等を介して情報発信を実施している。	X	X							X	0	0	0
74	いわき市			HP	○		○								X	0	0	0
75	宇都宮市			HP	○	・飼い犬・飼い猫の不妊手術費の補助 ・適正飼養の普及啓発 ・譲渡事業の拡充 ・犬・猫の飼い方教室 ・終生飼養の普及啓発	X	X							X	0	0	0
76	前橋市	1		HP, facebook	○		○								X	0	0	0
77	高崎市		不定期	市、愛護団体HP等	○	入口論である飼い主への終生飼養の啓発と収容動物を飼い主に返す取り組みを行っている。 特に、収容犬の場合、畜犬登録台帳からデータ抽出し、飼い主と思われる家1軒1軒に電話して所在を確認するとともに、紙媒体の収容情報を収容場所の区長さんを通じて回覧していただいている。 一方、出口論である譲渡事業については、譲渡対象とした犬猫を飼い主が決まるまで飼養する等、生存の機会の確保に努めている。	X	-							X	0	0	0
78	川越市			HP	X		X	-							X	0	0	0
79	船橋市	毎日		HP	○	譲渡を推進するため収容犬にしつけを行っています。	○		37	754	603	10	1		X	0	0	0
80	柏市			HP	X	地域猫活動の推奨	○		45	413	201	40	不明		X	0	0	0
81	横須賀市			HP	○	譲渡会については、随時行っております。出来る限りの収容期間をとり、その間にしつけ、不妊手術等を行っています。	○								X	0	0	0
82	富山市			HP	○		○		0						X	0	0	0
83	金沢市			HP	○	き取りの多くを占める猫の引き取りを減少させるため、譲渡の推進、所有者明示の推進、屋内飼いの推進等を行っている。	○		0						X	0	0	0
84	長野市	1		HP, facebook	○	犬猫の収容日数は特に定めず、可能な限り飼育している。猫の繁殖制限助成事業。愛犬の正しい飼い方しつけ方教室、猫講座、こども動物あいご教室など	○	○	0						X	0	0	0
85	岐阜市	3		HP	○	愛犬のしつけ方教室等による飼い主への啓発、ボランティアとの協同による譲渡推進等により、殺処分数の減少を目指しています。	○	X	0						X	0	0	0
86	豊橋市			HP	○	犬猫飼い主探しの掲示板を市HPに掲載	○	○	54	185	185	54	0		X	0	0	0



		譲渡取り組み				地域猫、TNR 支援							定時定点回収						
譲渡会回数		インターネット活用		殺処分削減努力	不妊去勢費用支援 (管轄下も含む)		その他取り組み	行政が把握している地域猫		地域猫成果			民間との協同活動例	猫駆除捕獲 器の貸出	定時定点回収犬		定時定 点回収猫		
月回数	年回数	媒体	環境省検 索サイト利 用		実施している	個人やグルー プへの支援		箇所	匹	不妊去勢数	完了した場所	亡くなり完了			のべ回数	頭数		のべ回数	
106	大分市			<a href="http://www.city.oita.oita.jp/www/contents/1338766046231/index.html">http://www.city.oita.oita.jp/www/contents/1338766046231/index.html</a>	○	生後3か月未満の子犬については、月二回大分県が主催する「子犬の譲渡会」に参加させ、新しい飼い主探しを行います。成犬については、収容期間が過ぎ譲渡適正があると判断した犬に関しては随時譲渡を行っています。	X	X	平成26年9月1日より、飼い猫については、飼い主の責務と適正な飼養管理を、飼い主のいない猫については、「地域猫活動」の取り組みを規定した「大分市猫の適正飼養・管理ガイドライン」を策定しました。	0	0					X	-	-	31
107	宮崎市	不定期	16	HP	○	愛護団体が主催する譲渡会に参加して、譲渡を推進している。愛護団体に引き取りの協力をお願いしている。負傷した犬猫については、抑留期間の延長を行っている。	X	X	保健所では、費用の補助等を直接行っていないが、宮崎市の地域活動の支援を目的とした、「宮崎市地域コミュニティ活動交付金」を活用し地域猫活動を行っている地域がある。	1	9	1	0	0	保健所では、費用の補助等を直接行っていないが、宮崎市の地域活動の支援を目的とした、「宮崎市地域コミュニティ活動交付金」を活用し地域猫活動を行っている地域がある。	X	0	0	0
108	鹿児島市			HP	○	・犬鑑札の装着率の上昇を図るため、デザインを変更。 ・鹿児島大学共同獣医学部と協定を結び、一部の譲渡対象の犬猫について、同大学で不妊去勢手術を実施。	○	○		63	1130	328	0	0		X	0	0	0
109	那覇市			HP	○		X	X		0						X	0	0	0

＜不適正飼養例＞							
1.臭い、騒音	2.餌、水を与えない	3.糞尿の掃除がされず不衛生	4.病気やケガの治療がされていない	5.不適切な大きさのケージ、詰め込みすぎ	6.ケージに入れっぱなしである。	7.台帳管理が不適切	8. その他

	A、捕獲、引取り				動物取扱業						動物取扱業 不適正飼養例										公的シェルター 設置がある	シェルター での保護			
	点収拾猫 頭数	捕獲器猫 引取り		耳カット猫 引取り 件数	登録数	施設数	訪問のべ回数	のべ苦情件数	改善指導対象業者	のべ指導回数	1	2	3	4	5	6	7	8	その他	行政処分 (回数)			内容		
		引取り数 (〇はい)	殺処分件数																						
1 北海道	0	0	0	0	1,379	1,120	550	-	64	64	○		○					○					○	X	
2 青森県		0	0	0	399	317	72	13	5	5	○		○	○	○	○		○	動物の習性を配慮しない飼育方法	0		X	X		
3 岩手県	0	○ 詳細不明		0	404	235	269	5	4	6	○		○					○	販売方法等	1	法第23条第1項に基づく勧告:動物の管理方法の不適(輸送用ケージが狭小)	X	X		
4 宮城県	0	0	0	集計なし	314	296	184	集計なし			集計なし												譲渡可能な動物については、適な飼い主を探すようにしているが、ては運用していない。		
5 秋田県	X	○ 詳細不明		0	464	306	159	1~2	5	10	○				○					13 (H25)	動物取扱責任者講習会の未受講者に対して、勧告を実施	X	X		
6 山形県	0	○(詳細不明)		0	371	273	66	7	6	6	○	○		○				○	温度管理の不備	0		○	X		
7 福島県	0	0	0	0	342	263	163	5	23	23	○							○	犬の登録、注射の未実施、犬の逸走	0		○			
8 茨城県	0	0	0	0	1,105	904	372	33	33	33	○		○							5	・敷地内の不要物の撤去について・臭気の拡散防止のための廃棄物容器の設置について・犬の鳴き声が外部に伝播しにくくなるための措置について・他県の施設との動物取扱責任者の重複登録について	X			
9 栃木県		0	0	0	891	731	135	73	2	11	○							○		0		X			
10 群馬県	0	0	0	0	-	544	249	65	-	51	○		○	○						0		X	X		
11 埼玉県	0	0	0	0	2,328	1,741	256	集計なし	84	84	○	○	○					○	○	逸走防止、獣医師による診療、飼養管理方法等の知識の習得 他	0		ナシ		
12 千葉県	0	0		0	1,979		1,021	集計なし	集計なし	86	○		○	○				○		0		ナシ			

**<不適正飼養例>**  
 1.臭い、騒音  
 2.餌、水を与えない  
 3.糞尿の掃除がされず不衛生  
 4. 病気やケガの治療がされていない  
 5.不適切な大きさのケージ、詰め込みすぎ  
 6.ケージに入れっぱなしである。  
 7.台帳管理が不適切  
 8. その他

No.	都道府県	捕獲、引取り				動物取扱業						動物取扱業 不適正飼養例										行政処分 (回数)	内容	公的シェルター 設置がある	シェルター での保護
		点収拾猫 頭数	捕獲器猫 引取り		耳カット猫 引取り 件数	登録数	施設数	訪問のべ回数	のべ苦情件数	改善指導対象業者	のべ指導回数	1	2	3	4	5	6	7	8	その他					
			引取り数 (〇はい)	殺処分件数																					
13	東京都	0	0	0	0	5,624	4,103	2,309	238											0		X	X		
14	神奈川県	0	0	0	0	1,421	1,131	337	42	55	64	○	○	○	○	○	○			0		○	全ての収容 狂暴等で飼 き、収容可 限り長期に ものについ		
15	新潟県	0	統計なし		0	428	344	305	統計なし	163(施設)	203	統計なし										0			シェルターは設置してい ター等に収容された犬猫 限り返還や譲渡に
16	富山県		0	0	0	175	123	138	6	13	17	○	○	○	○	○	○	○	○	登録・狂犬病予防注 射を受けていない	0		X	—	
17	石川県	0	0	0	0	198	148	85	1	1	2			○						0		X	0		
18	福井県	0	0	0	0	240	182	182以上	2	2	2	○								0		X	X		
19	山梨県	0	0	0	0	389	281	200	7	32	32				○		○			0		X			
20	長野県	0	0	0	0	551	768	年1回の立入	87	集計なし	集計なし	○								0		X			
21	岐阜県	—	0	0	0	482	628	119	11	6	のべ訪問回数に 含まれる	○		○	○					0		○	X		
22	静岡県	1785	0	0	0	1,306		581	—	122(施設数)	163	○					○			0		X	X		
23	愛知県	0	0	0	0	1,822	1,456	742	74	不明	93	○	○	○	○	○	○	○	○	犬の放し飼い	0		○	X	
24	三重県	0	—	—	0	—	649	379	515 (問合せ含む)	—	—	○		○			○			0		X	—		

**<不適正飼養例>**  
 1.臭い、騒音  
 2.餌、水を与えない  
 3.糞尿の掃除がされず不衛生  
 4. 病気やケガの治療がされていない  
 5.不適切な大きさのケージ、詰め込みすぎ  
 6.ケージに入れっぱなしである。  
 7.台帳管理が不適切  
 8. その他

	A、捕獲、引取り				動物取扱業						動物取扱業 不適正飼養例										公的シェルター 設置がある	シェルター での保護		
	点収拾猫 頭数	捕獲器猫 引取り		耳カット猫 引取り 件数	登録数	施設数	訪問のべ回数	のべ苦情件数	改善指導対象業者	のべ指導回数	1	2	3	4	5	6	7	8	その他	行政処分 (回数)			内容	
		引取り数 (〇はい)	殺処分件数																					
25	滋賀県	0	0	—	0	409	333	93	14	7	28	○		○							0	—	—	—
26	京都府		0	0	0	484	383	114	8	25	集計なし	○						○	購入した動物の健康に 問題があった等	0		X	X	
27	大阪府	0	0	0	0	2,287	1,718	244	28	19	19	○	○	○	○					0		X		
28	兵庫県																							
29	奈良県	0	0	0	0	428	322	245	29	7	18	○		○	○		○			0		○		
30	和歌山県	0	0	—	0	428		71	—	2	4	○								0		X	X	
31	鳥取県	0	不明		0	189	143	46	13	2	6	○		○	○			○	ワクチン接種時期が早すぎ る、一般飼育者からの 反復した仕入れ疑い、汚 水の田畑への流入疑い	0		X	X	
32	島根県	0	0	0	0		162	88	3	2	2	○		○			○			0		X	x	
33	岡山県	98 禁止する。	0	0	0	327	277	130	8	5	5	○		○	○			○	排水、販売広告の表示	0		X	X	
34	広島県	1,204	○	0	0	430	322	137	27	1	2	○								0		○	X	
35	山口県	0	0	0	0	352	314	156		5	集計なし									0		X		

**<不適正飼養例>**  
 1.臭い、騒音  
 2.餌、水を与えない  
 3.糞尿の掃除がされず不衛生  
 4.病気やケガの治療がされていない  
 5.不適切な大きさのケージ、詰め込みすぎ  
 6.ケージに入れっぱなしである。  
 7.台帳管理が不適切  
 8. その他

No.	県	捕獲、引取り				動物取扱業						動物取扱業 不適正飼養例										公的シェルター 設置がある	シェルター での保護			
		点収拾猫 頭数	捕獲器猫 引取り		耳カット猫 引取り 件数	登録数	施設数	訪問の回数	のべ苦情件数	改善指導対象業者	のべ指導回数	1	2	3	4	5	6	7	8	その他	行政処分 (回数)			内容		
			引取り数 (〇はい)	殺処分件数																						
36	徳島県	0	○ 詳細不明		2匹 (1匹収容中死亡)	290	250	92	8	5	13							○							X	
37	香川県	0	0	0	0	323	253	107	—	—	—	○		○				○			0			X	X	
38	愛媛県	0	0	0	0	525	436	210	25	0	0	○		○							0			X	X	
39	高知県	0	0	0	0	104	92	5	—	0	0	—									0			X		
40	福岡県																									
41	佐賀県	0	0	0	0	312	261	82	16	0	0	—									0					動物管理センターにおい 限り保管・譲渡に
42	長崎県	—	未集計		未集計	414	—	127	未集計	未集計	未集計	○						○			0	—		X	—	
43	熊本県	0	0	0	0	370		83	不明	不明	86	○						○			0			X	X	
44	大分県	0	0	0	0	246	215	46	0	0	0	—									0			X	X	
45	宮崎県	—	0	0	0	297	250	33	4	4	4	○		○							0			X		
46	鹿児島県	0	0	0	0	368	312	352	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0			X		
47	沖縄県	0	0	0	0	519	515	208	88	115	201	○		○	○	○	○	○			0			X		
48	指定市 札幌市	0	○ 詳細不明		0	788	628	210	33			○		○	○			○			0			X	X	

<不適正飼養例>  
 1.臭い、騒音  
 2.餌、水を与えない  
 3.糞尿の掃除がされず不衛生  
 4.病気やケガの治療がされていない  
 5.不適切な大きさのケージ、詰め込みすぎ  
 6.ケージに入れっぱなしである。  
 7.台帳管理が不適切  
 8. その他

A、捕獲、引取り				動物取扱業							動物取扱業 不適正飼養例													
点収拾猫 頭数	捕獲器猫 引取り		耳カット猫 引取り 件数	登録数	施設数	訪問のべ回数	のべ苦情件数	改善指導対象業者	のべ指導回数	1	2	3	4	5	6	7	8	その他	行政処分 (回数)	内容	公的シェルター 設置がある	シェルター での保護		
	引取り数 (○はい)	殺処分件数																						
49	0	0	0	356		225	15	75	75	○		○	○						0		○	○		
50	0	0	0	463	373	84	95	43	43	○							○	○	不十分な転倒防止措	0		○	X	
51	0	0	0	401	292	161	13	7	8	○		○							0			動物保護指導センターで 期に渡り保護		
52	0	1	0	1,440	1,098	382	75	209	209									○	○	標識の不掲示、広告 方法の不備等	0		X	X
53		0	0	468	365	725	19	17	26	○		○						○	○	ケージの構造・展示 方法・動物情報の表 示が不適切、販売動 物の日齢	0		○	○
54	0	0	0	302	245	162	14	12	14	○		○							○			X	X	
55		○ 詳細不明		283	216	51	5	5	6	○									○			X		
56		0	0	371		137		5	6					○					0			X		
57	0	0	0	510	393	117	集計なし	32	40	○		○							○			○	X	











	公的シェルター			国庫財政支援利用		災害時ペット同行避難			
	H25年度預かり頭数		保護取組み	国庫からの財政支援の活用と用途目的		同行避難	仮設住宅同行入居	復興住宅同行入居	コメント
	犬	猫							
1 北海道				X		○			
2 青森県				X		○			仮設住宅、復興住宅はありません。
3 岩手県				X		○	○	○	仮設住宅、復興住宅における同行入居は、市町村の実情に応じ、団地、棟を限定する等の住み分けにより対応している。
4 宮城県			通常よりも長く飼養し新しいわゆるシェルターとし	X		○			仮設住宅、復興住宅でのペットの飼育の可否については県では管轄していない。
5 秋田県				X		○			仮設住宅、復興住宅等への同行入居に関しては、規定を定めておりません。
6 山形県	0	0	動物愛護団体との連携	X		○	○	○	
7 福島県				X		○	△	△	同行避難については、県の地域防災計画において、避難所にペット等の保管施設を設置することを規定している。仮設住宅については、市町村が一部の住宅でペットとの入居を認めている。復興住宅については、今後、ペットとの入居が可能な住宅の建設が予定されている。
8 茨城県			ふれあい教室等のモデル犬や譲渡動物用の動物舎がある。	X		○	○		・茨城県地域防災計画において、仮設住宅での家庭動物の受け入れを配慮することとなっている。 ・茨城県地域防災計画において、復興住宅とは災害復興住宅資金の貸し付けにより建築された家屋であり、個人の所有物であるため、認める等の記載はない。
9 栃木県				X		○			
10 群馬県				X		-	-	-	検討中
11 埼玉県				X		-	-	-	国が定めたガイドラインに従って同行避難等を推進しておりますが、県が一概に認める権限を有するものではなく、他自治体との調整や個々の状況に応じた判断が必要であると思われます。
12 千葉県			譲渡対象動物は可能な限り長期収容します。	X		○			千葉県地域防災計画において、「市町村は、ペットとの同行避難に備えて、『災害時における避難所運営の手引き』を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに…」という記載があります。

	公的シェルター			国庫財政支援利用		災害時ペット同行避難			
	H25年度預かり頭数		保護取組み	国庫からの財政支援の活用と用途目的		同行避難	仮設住宅同行入居	復興住宅同行入居	コメント
	犬	猫							
13	東京都			X		○			
14	神奈川県	犬、成猫について、病弱・老・譲渡が困難な場合を除き頭数範囲内で出来得る保護しているため、長期のでも特に区別をしておらず、数は不明		X		—	—	—	ペットは飼い主と同行避難することが原則ですが、避難所へのペット同行の可否については、市町村または避難所を運営する組織で決定されるものです。県では市町村に対し、飼養管理等のルールを決めた上で、可能な限りペットを受け入れてもらえるようお願いしています。また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受け入れに配慮します。
15	新潟県	ませんが、愛護センターについては、可能な努めています。		X		—	—	—	同行避難については、避難所や仮設住宅の設置主体となる市町村に対して、その受入の確保を求めている。
16	富山県	—	—	X		○			
17	石川県	0	0	X		○			
18	福井県		動物愛護センターの設置に向けた検討を行っている。	X					明確化はされていない。調整中
19	山梨県			X					難所設置主体である市町村のうち、同行避難を認めている市町村があることを認識しているが詳細は把握していない
20	長野県			X		○			災害時には、同行避難するように啓発しています
21	岐阜県		平成26年4月から、保健所に收容された犬猫のうち、譲渡適性があり、保健所で一定期間中に譲渡できなかつたものを愛護センターへ移して、愛護センターで時間をかけて	X		○			
22	静岡県					○	○	○	県では現在、避難所に被災者が同行避難できるような体制を整備するため、各市町に協力を要請しています。仮設住宅、復興住宅への同行入居は現在検討中です。
23	愛知県	—	—	X		○			避難所における動物の適正飼養及び避難所の円滑な運営を図るため、避難所におけるペット対策マニュアルを作成している。
24	三重県	—	—	X					市町、獣医師会等の関係団体等と飼い主責任を基本とした同行避難を想定した危機管理体制を整備すること、飼い主には同行避難を想定して平時からしつけや健康管理等に努めるよう啓発して

	公的シェルター		保護取組み	国庫財政支援利用		災害時ペット同行避難				
	H25年度預かり頭数			国庫からの財政支援の活用と用途目的	同行避難	仮設住宅同行入居	復興住宅同行入居	コメント		
	犬	猫								
25	滋賀県	—	—	譲渡の適性のある犬猫については、可能な限り長期間飼養するよう努めています。	○	センター建設時に収容施設・焼却炉等の設置費用の補助金を受けています。	—	—	—	避難所の設置・管理は市町の事務であるため、県では回答できないが、県の防災計画には避難所を設置する市町から要請があった場合は、被災者とともに避難した動物が適切に飼養されるよう、指導および助言等の協力を行うとしています。
26	京都府				X		○			避難所の設置や運営については、各市町村業務と位置づけております。
27	大阪府				X		○			被災動物避難所は被災住民が同行避難してきた動物を保護・収容するため、原則として市町村が設置する。動物救護本部は、その運営を支援するものとする。(大阪府災害時等動物救護活動が
28	兵庫県									
29	奈良県	346	1481		X		○	○	○	
30	和歌山県				X		—	—	—	避難所運営を管轄する市町村にペットの飼養スペースを設けることを指導している。
31	鳥取県			平成26年度から、(公財)動物臨床医学研究所 人と動物の未来センター“アミティエ”と連携し、鳥取県動物愛護センターとして位置づけ、中長期的に里親を探す取り組みを開始。			○			避難所等では実際には市町村の判断となる。県地域防災計画では避難所への同行避難を認めている。
32	島根県				X		—	—	—	島根県地域防災計画の中で、市町村は平時から同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図ることとしています。
33	岡山県				X		—	—	—	
34	広島県	129	35	譲渡用とした犬猫は譲渡されるまで動物愛護センター内で飼養。	X		○	○		地域防災計画に必要に応じて避難所に家庭動物のためのスペースの確保に努めるよう規定している。また、必要に応じて仮設住宅への家庭動物の受け入れに配慮するよう規定している。
35	山口県				X		—	—	—	—

	公的シェルター		保護取組み	国庫財政支援利用		災害時ペット同行避難			
	H25年度預かり頭数			国庫からの財政支援の活用と用途目的	同行避難	仮設住宅同行入居	復興住宅同行入居	コメント	
	犬	猫							
36	徳島県		譲渡用動物の専用収容施設がないため、現存施設で対応できる限り、長期保護をしている	X		○			災害時のペット同行避難については、県地域防災計画及び「災害時ペット対策ガイドライン」に基づき、市町村へ協力を求め、市町村防災計画への位置づけを明確化するよう図っているところである
37	香川県			X		—	—	—	同行避難場所、仮設住宅については、設置主体である各市町が検討中
38	愛媛県		定期的な譲渡会以外にも一般譲渡や移動譲渡会を行い、譲渡頭数を増やしている。	X		○	△	△	愛媛県地域防災計画内、「応急住宅対策」の「応急住宅の運営管理」において、「必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する」としている。
39	高知県			X		—	—	—	いずれも啓発等はしているが、当課が認めるものではない。
40	福岡県								
41	佐賀県	て、収容能力が許す努めている。	・現在、譲渡動物専用の飼養施設を建設中(H27年度運用開始予定)		国からは収容動物の譲渡支援目的で財政支援が行われていると伺っているが、地方交付税(一般財源)に含まれているため、その金額等について担当課が把握できない。	—	—	—	避難所の設置・運営を担当する市町が決定する
42	長崎県			X		—	—	—	未策定
43	熊本県			X		—	—	—	市町村に対し被災動物対応について助言しているところだ。
44	大分県			X		—	—	—	定め(要綱等)はありません。
45	宮崎県			X		○			宮崎県地域防災計画に同行避難について記載している。
46	鹿児島県			X		○			
47	沖縄県			X		—			県地域防災計画では、認める・認めないとの取り決めはないが、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想されるため、県及び市町村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する
指定 市 48	札幌市			X		○			



	公的シェルター			国庫財政支援利用		災害時ペット同行避難				
	H25年度預かり頭数		保護取組み	国庫からの財政支援の活用と用途目的		同行避難	仮設住宅同行入居	復興住宅同行入居	コメント	
	犬	猫								
49	仙台市	217	1441		X		○	○	○	同行避難等について、啓発しているが、実際、ペットについて避難所で受け入れるか受け入れないかは、避難所を運営する自治会が、決定する。
50	さいたま市	219	429	センター内で長期にわたり犬猫を譲渡の為に保護することがある	X		○			
51	千葉市	譲渡の為に犬猫を長期間保護している			X		—			原則、ペットの同行避難が行われるべきものと考えているが、「ペットについては、あらかじめ決めておいたルールに基づき対応する。」とし、自主防災の観点から、避難所ごとに同行避難の可否を決めることとしています。
52	横浜市	0	0		X		—	—	—	同行避難を認めるか否かは各地域防災拠点の判断になります。しかし、本市では震災発生時に地域防災拠点にペットが連れて来られた場合を想定し、各地域防災拠点の実状に応じたペット同行避難のルールづくりの一案として活用していただくことを目的としてガイドラインを作成しています。
53	川崎市	集計なし			X		—	—	—	それぞれの避難所等により異なる
54	相模原市	0	0		X		—			ペットのための非常持出品の備え、災害時の同行避難を啓発していますが、避難所にペットと同行避難できるかについては、各避難所が判断します。
55	新潟市			特に長期保管が必要な場合は、関連機関(獣医師会・ボランティア)と連携して譲渡を行っていただいています。	X		○			地域防災計画において動物同行避難について明記しています。東日本大震災では、本市に避難されているペット同伴避難者にはすべてペット同居可の応急仮設住宅に入居していただいています。
56	静岡市				X		○			
57	浜松市	0	34	平成26年3月28日に動物愛護教育センター(公的シェルターとなる。)がオープンし、家庭動物として適性のある犬猫を譲渡するために長期間保護することが可能となった。	X		○			

	公的シェルター			国庫財政支援助利用		災害時ペット同行避難			
	H25年度預かり頭数		保護取組み	国庫からの財政支援助の活用と用途目的	同行避難	仮設住宅同行入居	復興住宅同行入居	コメント	
	犬	猫							
58	名古屋市			○	収容頭数を拡大するとともに、飼養環境を改善し譲渡を推進するための動物愛護センターの改	○			原則として市立小中学校を同行避難可能な避難所としていますが、住民同士の理解が得られない場合は、受入れを不可としています。
59	京都市			X		-			同行避難の対応を含めて、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン(仮称)」の策定を検討中。
60	大阪市	110	104	X	動物管理センターで譲渡のために長期間保護	○			仮設住宅及び復興住宅に関しては、本市の『大阪市地域防災計画』において動物との同行入居について現在のところ可否を定めておりません。
61	堺市			X		-			
62	神戸市			X		-	-	-	避難所への動物の持ち込みの可否については、それぞれの避難所の管理者が判断することとしている。
63	岡山市			X		-	-	-	
64	広島市			X	もとのセンター1階収容施設と新たに改装した2階ふれあい室で犬猫を収容し、返還・譲渡まで保管している。	-			
65	北九州市			X		-	-	-	避難所へのペットの同伴は原則禁止。避難者の収容完了後、避難所の収容能力・避難者の状況等を踏まえ、避難所施設へのペット収容の可否について検討を行う。
66	福岡市			X		○			現在のところ、仮設住宅や復興住宅でのペットの飼育についての取決めはありません。
67	熊本市	427	369	X		○			熊本市避難場所開設・避難所運営マニュアル内で避難所におけるペットの管理について記載。
中核市	旭川市			X		○			
68									
69	函館市			X		○			

	公的シェルター		保護取組み	国庫財政支援利用		災害時ペット同行避難			
	H25年度預かり頭数			国庫からの財政支援の活用と用途目的	同行避難	仮設住宅同行入居	復興住宅同行入居	コメント	
	犬	猫							
70	青森市			X		○			青森市地域防災計画：調査内容は、放置動物の確認及び対応。 具体的には、青森県と協議しながら対策することとしている。
71	盛岡市								
72	秋田市			X		—			
73	郡山市			○	収容動物の餌やワクチン等の費用	○			
74	いわき市	20	18	○	譲渡判定のための検査キット等医薬品代、譲渡動物用のエサ代、ワクチン・駆虫薬等代	○		○	東日本大震災後に策定した地域防災計画に同行避難が明記された。また、東日本大震災により設置した仮設住宅ではペットの入居は認められなかったが、復興住宅には一部ペットの入居を認める住宅も整備した。
75	宇都宮市			X		○			現在、県や関係団体等と連携協力し、具体的な運用について検討を進めています。
76	前橋市			X		—			
77	高崎市	0	0	X		X	X	X	現在、市の防災計画における動物に関する取り扱いについて、他の自治体の取扱例を参考に検討している。
78	川越市			X		—	—	—	避難所でのペットの扱いについては、各避難所で決定する。
79	船橋市			X		○			
80	柏市	—	—	X		○			
81	横須賀市					○			同行避難を推奨していますが、避難所内のペットの可否等については各避難所運営委員会の判断になります。
82	富山市			X		○			
83	金沢市			X		○			
84	長野市			X		○			
85	岐阜市		シェルターではありませんが、従来の収容施設での長期飼養はあります。	X		○			仮設住宅等への同行入居については、各住宅がその状況に応じて決定するものであり、ペットの同行を認めてもらえるよう、平常時から飼い主や市民に啓発を行っています。
86	豊橋市			X		○			



		公的シェルター		国庫財政支援利用		災害時ペット同行避難				
		H25年度預かり頭数		保護取組み	国庫からの財政支援の活用と用途目的	同行避難	仮設住宅同行入居	復興住宅同行入居	コメント	
		犬	猫							
106	大分市	0	0	大分県動物管理所で譲渡可能であると判断した犬を最長1か月程度管理し、新しい飼い主探しを行っています。施設の構造が長期管理にむかないため、1か月以上を過ぎるとボランティアに譲渡し、ボランティアのケアを受けながら新しい飼い主探し	X		○			
107	宮崎市	41	7		X		○			
108	鹿児島市				X					現在検討中です。
109	那覇市				X					ペット同行の避難計画は現在策定しておりません。